

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 91

【共通】問1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防用設備等の設置維持命令の命令権者は、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）、消防署長その他の消防吏員である。
- (2) 消防用設備等の設置維持命令の相手方は、当該防火対象物の防火管理者である。
- (3) 消防用設備等の設置維持命令の発動要件は、当該防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときである。
- (4) 特殊消防用設備等の設置維持命令の命令権者は、総務大臣である。

【消防用設備等】問1 防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅の新築に係る行政庁等の確認に際して、消防長又は消防署長の同意を要する住宅の要件として消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡以上であるもの
- (2) 住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるもの
- (3) 住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1を超えるもの又は50㎡以上であるもの
- (4) 住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1を超えるもの又は50㎡を超えるもの

【消防用設備等】問2 避難口誘導灯の設置免除に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の避難階以外の階で、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものにあつては、当該避難口に至る歩行距離が20m以下の場合に避難口誘導灯を設けないことができる。ただし、当該階は、地階及び無窓階ではないものとする。
- (2) 床面積が500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下の劇場の避難階であつて、客席避難口を2以上有し、全ての客席避難口に火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているもの）が設けられていることに加え、当該客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が20m以下である場合には、避難口誘導

灯を設けないことができる。

- (3) 防火対象物の避難階にある居室であつて、主として当該居室に存する者が利用する屋内から直接地上へ通ずる避難口を有しており、当該室内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することでき、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものに、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合には、避難口誘導灯を設けないことができる。
- (4) 消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、総務省令で定めるところにより同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分は、地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除き、避難口誘導灯を設けないことができる。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）第9条に基づき火災予防条例で規定している火を使用する設備、器具の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 厨房設備の使用に際して壁体等に炭火が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いと判断したので、法第5条の2第1項2号に基づく使用禁止命令を発した。
- (2) 厨房設備の燃料用配管に劣化があり、燃料漏れのおそれがあると判断したので、法第5条第1項に基づく改修命令を発した。
- (3) 火を使用する器具の周囲の可燃材からの距離が基準値未満であると判断したので、法第8条第4項に基づく防火管理業務適正執行命令を発した。
- (4) 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置を設置する義務があるにもかかわらず、設置されていないと判断したので、法第17条の4第1項の設置命令を発した。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）第3条第1項の受命者である「火災の予防に危険であると認める行為者」に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 火遊びをし、火災予防上危険な状態におかしめた者
- (2) 残火、取灰をして消防活動上支障のある状態におかしめた者
- (3) 燃焼のおそれのある物件を存置する等火災予防上危険な状態におかしめた者
- (4) 物件を放置し、消防活動上支障のある状態におかしめた者

【危険物】問1 第1類の危険物に関する次の記述のうち、誤

- (2) 行政法の一方的命令性の説明であるため、誤り。
- (3) 行政法の自力強制性の説明であるため、誤り。
- (4) 行政法の画一・強行性の説明であるため、誤り。
- (5) 正しい。

【警防】

問1 答 (4)

解説 指揮本部長は、状況判断に基づき、時機を逸せず明確に部隊の活動方針を決定し、また、状況が変化した場合は、遅滞なく事態に対応しなければならない。指揮本部長の決心が遅れば、部下は個別に行動を開始し、収拾し難い状態に陥るものであること。

問2 答 (1)

解説 複合用途対象物火災は、事業所等ごとの責任者を活用し、建物内の各用途・名称を早期に把握し、避難状況の確認等を行う。

問3 答 (4)

解説 収容物の荷崩れ危険が予想される場合は、危険な場所で活動している隊だけではなく、活動している全隊に対し周知し、危険情報の共有を図る。

【救急】

- 問1 答 ① ア ② カ ③ ア
④ ア ⑤ ア ⑥ エ

問2 答 (3)

解説 両側の大腿骨骨折

問3 答 (3)

解説 消防法第35条の6では、国が、都道府県が実施基準を作成する際に必要な情報の提供や助言などの援助を行うことを規定しています。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法第17条の4第1項参照。その他の消防吏員は、消防用設備等の設置維持命令の命令権者ではない。
(2) 消防法第17条の4第1項。消防用設備等の設置維持命令の相手方は、当該防火対象物の関係者で権原を有するものである。
(3) 消防法第17条の4第1項。
(4) 消防法第17条の4第2項。特殊消防用設備等の設置維持命令の命令権者は、消防用設備等と同様に消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の長である。

【消防用設備等】

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第1条。防火地域及び準防火地域内に一戸建ての住宅を新築する場合は消防同意を要するが、それ以外の区域内の一戸建ての住宅であっても住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものは、消防同意が必要である。

問2 答 (1)

解説 (1) 消防法施行規則第28条の2第1項第1号参照。避難階では当該避難口に至る歩行距離が20m以下の場合に避難口誘導灯を設けないことができるが、避難階以外の階にあっては歩行距離が10m以下でないと避難口誘導灯の設置免除はできない。
(2) 消防法施行規則第28条の2第1項第2号参照。
(3) 消防法施行規則第28条の2第1項第3号参照。
(4) 消防法施行規則第28条の2第1項第4号参照。

【防火査察】

問1 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当
(2) 違反処理マニュアルにより適当
(3) 違反処理マニュアルにより適当
(4) 厨房設備の自動消火装置は法第17条に規定する消防用設備等ではないので、このような場合は法第5条第1項の改修命令等で対応するので、不適当。

問2、答 (3)

解説 (1) 消防法の解説により適当
(2) 消防法の解説により適当
(3) 燃焼のおそれのある物件を放置し、若しくはみだりに存置する等火災予防上危険な状態におかしめた者であるので、不適当。
(4) 消防法の解説により適当

【危険物】

問1 答 (1)

解説 第1類の危険物は酸化性固体であり、過熱、衝撃等で分解することにより酸化力を有する。したがって、消火方法としては、アルカリ金属の過酸化物等を除き、分解を抑制する冷却消火が用いられる。

〔参照条文〕

消防法別表第1備考第1号

危険物の規制に関する政令第25条第1項第1号、別表第5

危険物の規制に関する規則別表第4